

京都市子ども・子育て会議 第8回幼児教育・保育部会  
会議録

日 時	平成26年8月26日（火） 17：00～20：00	
場 所	右京区役所 5階 大会議室2	
出席者	委員	天野珠路委員，安藤和彦委員，一村大輔委員，井上直樹委員，柿沼平太郎委員，加藤和子委員，川島由里子委員，熊谷知子委員，白井敞子委員，中武由美子委員，畑奈津子委員，藤木恵委員，藤本明弘委員，升光泰雄委員，丸橋泰子委員，矢島里美委員
	特別委員	阪井一代委員
欠席者	委員	石垣一也委員，河嶋喜矩子委員，中西拓委員，畑山博委員，吉田正幸委員
次 第	議題 (1) 市営保育所の今後のあり方について（審議） (2) 幼児教育・保育等の提供体制について（審議） (3) 京都市未来子どもプランの次期プランについて（審議）	

○荒木担当課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、第8回京都市子ども・子育て会議幼児教育・保育部会を始めさせていただきます。皆様方におかれましては、大変御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます。児童家庭課制度改革担当課長の荒木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日の会議につきましては、市民の皆様には議論の内容を広くお知りいただくため、京都市市民参加推進条例第7条第1項の規定に基づき公開することとしておりますので、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。また、本市においては現在クールビズを実施しておりますため、軽装で失礼しております。御了承ください。本日の会議に当たりまして、準備の都合上、全ての資料が事前の送付ができませんでしたことを、お詫び申し上げます。会議の終了後に何か質問がお有りの場合は、この質問票に御記入のうえ、事務局宛てに御送付いただきますようお願いいたします。本日の会議につきましては、特別委員を含めまして、22名の部会委員に御参画をお願いしております。本日は、〇〇委員におかれましては、所用のため少し遅れられるとの連絡をいただいております。また、石垣委員、河嶋委員、中西委員、畑山委員、吉田委員におかれましては、所用のため欠席されるとの連絡をいただいております。「京都市子ども・子育て会議条例施行規則」第2条第3項におきまして、部会は、その部会に属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないこととされておりますが、本日は、現時点におきまして委員22名中17名の方の御出席をいただいておりますので、会議が成立していることを御報告申し上げます。次に、資料の御確認をお願いいたします。委員の皆様のお席には、本日の3つの議題の資料といたしまして、資料1-1から資料3までを御準備しております。不足等がございましたら事務局までお申し付けください。それでは、本日の議事に移らせていただきます。ここからの議事進行につきましては、安藤部会長にお願いしたいと存じます。安藤部会長、よろしくお願いいたします。

○安藤部会長

それでは、以後、わたくしの方で進行させていただきます。本日も審議内容が盛りだくさんとなっております。はじめに「市営保育所の今後のあり方」について、前回に引き続き、御審議いただきたいと考えております。この議題については、今回の意見聴取で最後となります。その後、「幼児教育・保育等の提供体制の確保」についてと、「京都市未来子どもプランの次期プラン」について審議していきたいと考えております。会議の予定としては20時頃までを目途として進めてまいりたいと思います。限られた時間の中で審議を深めていくため、効率的な議事運営に御協力をお願いいたします。それでは、1つ目の議題の「市営保育所の今後のあり方」について、事務局から説明をお願いします。

1 市営保育所の今後のあり方について

事務局（坂本公営保育所担当課長）から、資料1-1～資料1-3を用いて、市営保育

所の今後のあり方について説明。

○安藤部会長（0：34：40）

ありがとうございました。この件について御意見御質問がございましたらお願いします。

○矢島委員（36：00）

日本保育協会の矢島です。6ページの保育内容について、「民間保育園では」、「市営保育所では」と書いてありますが、保育内容について民間保育園も市営保育所も違いがないと思います。民間保育園でも一から心を育てる保育を行っていますし、地域の子育て支援の推進にも取り組んでいます。市営保育所と民間保育園でずいぶん保育に違いがあるような書き方に思えますので、「民間保育園では」という記載はいらぬのではないかと思います。

○坂本課長

民間保育園も市営保育所も保育の目指すところは一緒と考えておりますが、委員御指摘のように、両者に違いがあるように受け取られかねない部分については、書き方を検討していきたいと思っております。

○井上委員

京都市保育園連盟の井上です。基本方針の中でたくさん強調している、「一部の市営保育所についてはモデル的幼保連携型認定こども園への移行に取り組む」とされておりますが、モデル的とはどういうものなのでしょう。民間保育園、あるいは幼稚園に対して、こういった形でモデルにすると具体的に示すものがありましたら、教えていただければと思います。

また、移管予定先の市営保育所の中に、地域子育て支援拠点事業を行っているところがございますが、民間になった場合に拠点事業は残るのか、別のところが行うのか、そのへんのところを教えていただければと思います。

○坂本課長

モデル的な幼保連携型認定こども園への移行についてですが、新制度が開始されて、幼保連携型認定こども園がどのような運営をしていくのか、非常に分かりづらい状況であると考えております。市営保育所及び幼稚園において長年培ってきました経験を活かし、京都市独自の「幼保連携型認定こども園教育・保育課程編成要領」を策定し、これを参考にさせていただくほか、市営保育所が実践例を研究し、それを参考にさせていただけたらと思います。

拠点事業については、基本的には、移管先の民間保育園に引き継がないことを考えております。民間移管しない保育所においては、全て拠点事業を実施していくことを基本としていきます。

○藤本委員

幼稚園連盟の藤本です。前回の部会の時にも、幼保連携型認定こども園の話はありましたが、今日に来てずいぶん前に出てきたなと率直な印象を持っております。先ほどの説明も説得力に乏しく、なぜ、市が実施することが、私立幼稚園や民営保育園を実践していく

上での支援になるのか、他の都道府県の実践例がたくさんある中で、なぜこのタイミングで市営保育所がこういう道に行くのか、理解できません。14ページの「具体的な方向性」の、まず一番に出てきているのが認定こども園であり、結局これが一番の具体的な方向性なのかと感じざるを得ないです。

それまでは、障害児のこととか虐待のこととか、いろいろなリスクのある子ども、御家庭を受け入れるということが、行政のもっている特徴であり、専門性であるというようにみえていますが、結局具体的な方向性がなんなのかという時に、幼保連携型認定こども園がポンと出てくる。その前の「市営保育所の今後の役割・機能」の中でも書かれておりますけども、本来であれば今後の具体的な方向性にこそ、障害児のこととか、虐待のこととか、行政ならではの部分をやっていくべきで、前回もまだ具体的な時期とかエリアも検討されていないとおっしゃっていた中で、具体的な方向性で一番に認定こども園のことが出てくるのはおかしいのではないかと率直に思います。今の時点で、どのエリアでいつごろ計画されているとか、どのような具体的なイメージを持っているのか、もう一度教えていただけますでしょうか。

○坂本課長

まず、具体的な方向性の一番上に位置付けているということについてですが、第6の「市営保育所の今後の方向性」では、大きく市営保育所のあり方に関わってくる部分について記載しておりますが、基本的な役割・機能については第5で記載しております。認定こども園へ移行する場所は未定ですが、モデルということで取り組みますので、市内の全体的なバランスを考えて、地域で集中しないように移行をしていくものと考えております。また、時期についても未定ですが、先ほど申し上げた「幼保連携型認定こども園教育・保育課程編成要領」を現在策定中で、準備に向けていろいろ課題等もあり、慎重に進めていきたいと考えておりますので、平成27年4月の移行は難しいと考えております。

○藤本委員

ということは、今の指針案の内容は改めるつもりはないということでしょうか。具体的な方向性を一番大事にされるべきところであると思いますが、その前の部分に書いてあるから問題ないというのは、疑問に思います。

地域で集中しないようにとおっしゃいましたが、複数の園を認定こども園にしようというお考えでしょうか。

○坂本課長

複数の移行するかも決まっておりますませんが、複数の移行する場合は、全市的に位置を考えて取り組んでいくことになるかと考えています。

○藤本委員

認定こども園に移行する場合、利用者の負担について、民間であろうが、公営であろうが、同額にすべきと、国の方でも意見を出しておりますが、その点は間違いはないのでしょうか。

○坂本課長

利用者負担については、現在本市で検討中のところであり、同じにするとまでは言えないところです。本市における予算編成の過程で決めていくことになろうかと思います。

○藤本委員

具体的な額が決まっていないというのは仕方がないことかと思いますが、その算定、考え方という部分について、民間も公営もその差をつけるというのは、おかしいことかと思うのですが、その方向についてはいかがでしょうか。

○坂本課長

確かに、民間と公営で差があるというのはおかしいこととは思いますが、現在検討を進めているところでもあり、現状、これ以上のところは申し上げられません。

○藤本委員

いずれにしても、この場での議論が全然反映されないまま、利用者負担額が決まってくということとは避けていただきたいと、強く申し入れたいと思います。これはあくまでも2号認定3号認定を受けた方の、認定資格の中における法定代理受領という補助の仕組みであり、施設に補助が打たれる仕組みではありません。選んだ施設によって利用者の負担が変わるということはあるとは思いますが、どこかでうやむやに決まるようなことだけはしないでいただきたいと思います。

○丸橋委員

オフィスパワーアップの丸橋です。基本方針を見まして、公立保育所は貴重な税金で運営されており、5ページにもありますとおり、保育所1箇所当たり定員60名当たりで年間4千万円程度、民間保育園に比べて市営保育所が高コストとなっていると、また、最後のページにあるように、保育士と調理師の給与が、民間保育園に比べると高くなっていると。そういうところだからこそ、お母さんたちが不安に思っている年度途中の入所を取り組んでほしいと思います。福祉事務所に行ったら、入所できないと言われるということを知っていてつらいんですね。せつかくの育児休業さえもとりにくいのに。基本方針の年度途中入所の項目では、民間保育園と市営保育所の間には大きな違いは認められないと書いてあり、今後も対応に取り組んでいきますとだけしか書いてない。なぜそこで公立保育所ならではの取組みが書いていないのか、とても残念に思います。私は公立保育所の保育を非常に評価していきまして、たくさんいい保育を頑張ってくださいと、14ページにあるように、「比較的大規模で、ターミナルに近いなど、広域の地域の子育て家庭に対する支援施設としての役割を担い得る市営保育所」とあり、こういうようなところだからこそ余計に、待機児童になり得るような入所できない方の不安感を増すようなにならないことを、先頭に立って見本となってほしい。公立保育所だからこそできる、というより「やります」、というような熱意や決意をなぜ公立保育所が示してくれないのか。認定こども園やいろいろな問題もありますが、それよりもまず一番困っているところになぜ、お金を投入しながらも、なぜそこにもっと踏み込んで「やるんだ」という決意を、もっとやっていただきたい

など。もっと頑張ってください、存在意義を示していただきたいです。

○坂本課長

御意見ありがとうございます。年度途中入所については、年度当初から入所希望が多く、年度当初から枠を設けることが困難な状況でありますので、これまでの保育所整備に加えて、新制度のもとでは、小規模保育事業などを活用しまして、年度途中入所に対応できるようにしていきたいと思います。

○升光委員

私立幼稚園協会の升光です。この会議で意見が出ていたたくさんの今までのことは、子どもを主体にして、その場の議論をしきれないまま、新制度の日が迫っており、そんな中で決めていかななくてはいけないということで、提供区域のことや量のこととか、そういうことを決定せざるを得ないところがあったと思います。ただ委員相互の中で、子どものことについて、向き合い話し切れていない状況でいろんなことを決めていくというところで、例えば11ページの保育内容の前半で「目指すべき幼児期の学校教育・保育の内容を研究し」というところの教育・保育という使い方は、子どもが体験、経験してという環境としての教育・保育という内容はわかるけれども、後半に読んでいくと、認定こども園に移行する、そういうことの実践例をモデルとして今後市営保育所が示すという感じで、制度に対してどのように向かうかというように、内容が変わってきていると思うんです。それが、先ほどの藤本委員から出ていた、具体的な方向性のところで、このモデル的に幼保連携型認定こども園への移行に取り組みますという、まさしく移行するための一つのモデルが市営保育所の今後の方向性の在り方の進んでいく中心なんだ、というところが非常に引っかかります。市営保育所の役割・機能の中で、3番、4番に障害や虐待について書かれているのに、進んでいくことは制度に対してのモデルになっていくと、このところが、市営保育所の今後の在り方についての論法としてどうか、引っかかります。内容というところでは、非常にいいことも書いてあるんですけども、それが最後に流されてしまうような、やっぱり制度に向かっていくためにいいことを書いているような感じのニュアンスになっている気がします。

○坂本課長

新制度で目指しているということが、14ページの「2具体的な方向性」に記載しておりますように、「幼稚園と保育所の良さを併せ持ち、子どもたちに質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するとともに、保護者の就労状況にかかわらず、より身近な施設で学校教育・保育の利用が可能となるなど、新たな利用者ニーズに応えていくもの」であり、制度に対応するだけでなく、中身についても良いものを実現するよう取り組んでいきたいと考えております。

○天野委員

市継足額とありますが、保育士の給与の公私格差がこんなにも違うとか、勤続年数も違うんですけども、私は民間が安すぎるんだと思います。他の職種に比べますと勤続年数

が短い、給与も低いのが保育士という現状です。ですから、低いのに合わせるのではなく本来ならば公立の保育士の給与に、民間保育所も合わせて然るべしと思います。研修やスキルアップのために時間に費やす、そういったところも保育士が少ない要因かと思います。私は、民間の保育園などに勤めた後に、公立保育所に勤めた経験がありますが、公立保育所は、一人ひとりの保育者の意欲や業務量や様々な登録などに関わりなく給与がもらえます。もっと社会に貢献すべきではないか、公務員保育士の専門性とは何なのか、公務員保育士の業務を構造的にきちんとして、公立保育園の専門性だとか保育士の保育者像をしっかりと提示し、協力して全体的に高め、そしてそのことを地域社会に貢献したり、さらには地域の様々なニーズ、保護者の状況、地域の子育てに関する課題、それに対する研究、そういったことにもっともっと力を注ぎあえる、レベルアップしていく保育者像というもの、公立の人たちに示していただかないともったいないと思います。

実際、経験年数が長く、保育士の経験値は一人ひとり相当高いものがあると思います。けれども、それが組織の力にならない、あるいはよく見える、伝わる形で地域に届いていないことが多々あります。ですので、11ページにあるように、「様々な子育て支援に関わる団体等をつなぎ、広く地域全体で子育て支援に取り組めるよう、ネットワークの形成等に寄与すること」ですとか、ケースワーク、ソーシャルワーク、そういったことの専門性も高めていって、地域全体の保育や子育て支援に、公立保育所の立場で貢献する仕組みを考えていかなければならないと思います。

その時に一番危惧しているのは、これまで積み重ねてきた乳児保育の専門性、未満児の保育の実績の蓄積というものをきちんと体系化して、共有していけるかどうか。これから幼稚園やいろんな所が認定こども園に全国的に変わっていくことが予測されますけれども、その際に、未満児の保育を案じております。命を預かる、そういったノウハウもですが、健康安全面だけでなく、0歳、1歳、2歳にあっても、一人ひとり主体的に様々な経験を通して自ら育つ力の環境構成を、どんなふうにやっていくのか、そのところの、未満児の保育の専門性をどのように共有していくのか、その時に幼稚園の方々が0歳、1歳、2歳の保育に取り組む時には、非常にそれが力になるというような、そして市全体で0歳から小学校までの子どもを通して、引率して、発達の連続性やその子どもの育ちの連続性を踏まえた、京都市全体の保育の質の向上が図られることを強く願っているところでございます。

○藤本委員

本日の議論は、どう活かされることになるのでしょうか。委員のみなさんは納得していないと思いますが、意見を聞くだけというのであれば、何のための議論であったのでしょうか。

○坂本課長

御意見をいただきまして、これを踏まえ、改訂していきたいと考えています。

○藤本委員

通常審議であれば、承認、非承認ということをするようになるかと思いますが、ほとんど事務局の案で行こうという意見はなかったと思います。今回の意見を反映していただけたら、基本方針案を相当書き直していただけたら、そういう理解でよろしいでしょうか。

○坂本課長

基本的には、パブリックコメントを頂戴した場合に、それに対する本市の考え方を踏まえ、方針を最終確定させるので、同じように、本日いただいた意見に対する本市の考え方を踏まえ、最終的に確定していきたいと考えております。

○藤本委員

パブリックコメントを出す前に我々に見せていただけたらということでしょうか。

○坂本課長

今後どういう流れで進めていくかということは、検討していきたいと思っております。

○白井委員

京都市昼間里親連絡会の白井でございます。市営保育所の今後のあり方に関する意見を聴取しますと、前回の部会で言っていたように思いますが、私なりにいろいろ考えましたが、少子化対策の根本的なところを考えて市営保育所の役割も考えていく必要があるかと思っております。先日、フランスとドイツで少子化対策の明暗が分かれているという資料を拝見しまして、やはり託児環境が充実しているところ、フランスではV字回復しています。でも、ドイツではなかなか進まない状況があり、明暗が分かれています。政府公認の保育者派遣制度の託児環境が充実していたり、市営保育所であったりすると、こういうこともできるのではないかと思います。私は、少子化対策の有効策をほしいんです、これが喫緊の課題であると思っておりますので、母子保健においても、保育士の乳児の専門性のノウハウを是非活かしていただきたいと思っていたのが叶えられず、保健婦さんだけでされるという残念な結果になったんですが、やはり、乳児の託児環境とか、保育もできて家事もできて仕事もできるという、子どもをともに育む市民憲章との整合性を図るということについて、ずっと疑問に思っており、子どもが安らぎ育つ家庭の生活環境と家族の絆を大切にします、ワーク・ライフ・バランスの推進と促進をします、働きやすい環境づくりをします、というところが大事になると思っておりますが、保育の環境はとても働きにくい環境づくりがますます増えているんです。さらに、多様な保育が入ってくると、もっとハードなリスクを背負った保育環境が課せられるようになってくるんです。少子化対策には男女が仕事も育児もともに責任を担うような、働きやすい環境づくりや子どもが安らぎ家庭の絆を大切にすることが大事ですが、逆の方向に行っております。市営保育所の今後の在り方については、こういう整合性を図るための案について、広く意見やアイデアが募集されたり、今日のようなアイデア、御意見をいっぱい聞いていただけたらかなと思っておりましたが、先ほど来言っておられますように、今後の方向性だけがポンと出ても、残念な感じがしま



す。

○一村委員

一般的に見て、この基本方針は残念ながら、結論ありきの提案になっているように思います。コストが高いから民間に委託したいということが、見え隠れしているように思います。これで議論を終わりにして、パブコメを経て、進めていくとなると、京都市も他都市と同じでというようになります。6つの保育所が移管対象とありますが、文章をよく読むと、民間への移管を更に進めていきますという表記があるので、これでは終わらないというのが明らかです。一方で、浮いたお金をどうするのかというところに関しては、15ページにありますように、本市の子育て支援の更なる拡充を図りますと書いてありますが、具体的なことが何一つ書かれていないんです。浮いたお金が別の財源となってしまうたら、何のために民営化したのかが分からないですから、もっと具体的に書いていただかないと。せっかく京都市が進めていくことがうやむやになることは、残念に思います。障害のほうでも、質問を書かせていただきましたが、回答としては、引き続き検討していきますということに留まっていますので、民営と公営で差ができていくということ、どうすれば引き続き障害児の入所が民間のほうでもできるのかというところを分析してからでないと、とにかく民営化ということが前面に出ているのが分かっていますので、どうなのかなと思います。あと、一番心配しているのが、保育士の身分保障です。民間になるということで、保育士の方がどうなるのかというのがありますし、一方では、京都市では一定の保育士を継続して採用と書いてありますが、これもその民間の保育所を増やしていくのに、一定の保育士を採用というのが本当にできるのかというのが、文言として矛盾を感じました。

○安藤部会長

いろいろな意見が出ており、確認したいのですが、今日で出た意見は事務局で取捨選択されるという前提の場合なのではないでしょうか。そこがはっきりしないから、今までのような意見が出ていると思いますので、そのへん踏まえたいうえで、ここでの意見を承知してもらおうのか、単に意見を述べる場所で受け止めるか流すかを京都市で決めるのかで大分違ってくると思います。委員の皆さんは、意見を聞いてもらえらると思っているので、いろんな意見を出していただいていると思いますし、そのへんを整理しないと、話があちらこちらに行きますので。

○坂本課長

市営保育所の今後の在り方の基本方針は、「京都市社会福祉審議会 福祉施策の在り方検討専門分科会」で平成22年8月から審議開始し、平成23年12月にいただいた今後の在り方についての最終意見を踏まえまして、策定しております。その基本方針をベースとして、新制度が開始され、社会情勢の変化がありますので、時点修正するというので、今回御意見をお聞かせいただいて、それを参考に京都市として基本方針を改訂するというので進めさせていただこうというものです。

○藤本委員

子ども・子育て会議が、そもそも条例の中で位置付けられている会議であり、条例では、この場で議決していくということになっているかと思いますが、みなさん忙しい中で、意見聴取の場に自分の意見を言うだけで、あとはよろしくということには、絶対にならないと思います。もちろん最後には事務局に作っていただかないといけません。しかし、今は大きな方向性のところでいろんな意見を言っているということ、条例に基づいて設置されている会議であるということ、議題が審議となっている以上議決を伴うものであるということであると思います。先ほどおっしゃったことであれば、まず前提にそのことを出されて、きちんとした議事進行をしていかないといけないと思います。

○坂本課長

本市としては、意見聴取ということで、この会議に諮らせていただきたいという説明をしてきたつもりですが、その説明が伝わっていなかったということは、申し訳なかったと思います。

○上田課長

いろいろ御説明に不足があったかもしれません。藤本委員がおっしゃっていただきましたように、条例設置の審議会ということで、その重みは十分受け止めております。ただ、市営保育所のあり方については審議会ですべて審議しないといけない事項には含まれていないという理解でございます。ただ、せっかくこのようにたくさんの方の関係の委員の方がいらっしゃる場でございますので、是非とも意見を頂戴したいということで、意見聴取という扱いをお願いしたかったところでございます。そのところが十分に御説明できていなかったことをお詫び申し上げます。

○安藤部会長

それでは、次に進めさせていただきますと思います。

## 2 幼児教育・保育等の提供体制について

事務局（長谷川施設整備担当課長、有原担当課長）から、資料2-1、資料2-2を用いて、幼児教育・保育等の提供体制について説明。

○安藤部会長

ありがとうございました。ただいまの議題について、御質問等がありましたらお願いしたいと思います。

○藤本委員

幼稚園連盟の藤本です。ありがとうございました。ちょっと1つ、長谷川課長さんに教えていただきたいのは、資料2-1の2ページ3（1）アの2つ目のところの意味が今ひとつよく分からなかったもので、もう一度説明していただきたいのが1つと、保育園の方に素朴な質問なのですが、幼稚園の場合だと設置基準というのがあって、そこに設置基準内の子どもたちがいて、保育室であれば保育室の広さもあり、クラスは1クラス35名というちょっと現実離れた人数ですけれども、それでも相当少ない人数で、子どもが減って

きているということ以上に、例えば年少なんかは今文科省は35人を認めています、今時1クラス35人の保育をするような幼稚園はまず子どもの立場に立つとあり得ないのですね。例えば35人がいてもクラスを分けて、ゆとりのあるところで保育を実施しています。今保育所の方は相当待機児童がいるので、施設にどんどん、基準を満たしていればという前提でしょうけれども、私たちの素朴なイメージで言うと、やはりあくまで認可定員にあったサイズの施設ですから、そこにゆとりがあるとしても入れるとすると保育環境的にはあまりよろしくないのではないかなというような素朴な思いがあるのですが、その辺の実態はどんなところなのでしょう。各園で違うとは思いますが、基準を満たしているからという感じで、定員増をしていかないとまだ量の見込みとかの関係で新規参入等が出てくるというのは分かるのですが、本当に今の段階が定員増を図るようなことが子どもにとって良い環境なのかということを少し教えていただければと思います。

○長谷川施設整備担当課長

まず2ページが一番下のところでございます。全市をカバーできるということについては2つ意味合いがございます、1点目については民間保育園さん今、全市で237園あるのですけれども、その増改築ということであれば分園設置も同じなのですけれども、基本的には市内あまねく存在しているということが1つと、園の新設ということもここには含まれますので、園の新設であれば既存園の場所に関わらずに新たに作ることもできるということになってきますので、そういう意味で全市をカバーできるとこういう書き方をしております。定員の話については行政的な方からなのですが、これまで待機児童対策の観点からも各民間保育園さんに御協力をいただきまして、基準を満たす範囲内で弾力的に定員を運用していると。その基準自体がどうなのかという議論はあろうかと思うのですが、基本的にはそれを超えてまで定員を設定するというのは当然無理な話ですので、その基準内でということで、この資料についてはそういう意図で書いてあります。

○安藤部会長

保育園関係の方、何か補足ございますか。

○井上委員

保育園連盟の井上でございます。藤本委員さんからの指摘がございました定員外の問題なのですが、多くの園が定員外を受け入れております。基本的には京都市さんの方からこれぐらいまではお預かりいただけないかというのをいただいておりますので、そこを上限としてお預かりさせていただいているのが現状だと思います。全ての園のことを私は把握しているわけではないのですが、それを超えて受け入れるときには、増改築や分園をされて基準にあったサイズまで拡張しているということをお聞きしておりますし、多くの園は京都市さんからの依頼を受けて定員外を受け入れていると認識しております。

○天野委員

幼稚園の3歳児は35対1ですけれども、保育園は20対1だったのが15対1になりました。確かに35対1で3～5歳をやっている幼稚園さんがいないのは存じていますけれ

ども、基準自体を未だ35対1でそのままにしているというのは世界中見てもあり得ないことですので、ここはもう少し人的配置基準をきちんと変えていく、京都だけの話ではないですけれども、保育の質、環境や人的配置基準、面積基準等も一緒に考えていく必要があるのかなと思います。

#### ○柿沼委員

全国認定こども園協会の柿沼と申します。今日は遅くなってしまい、申し訳ございませんでした。2つ3つ質問と意見があるのですが、今回の子ども・子育て支援新制度の方が昨日の毎日新聞でも少し大きな記事になっていましたけれども、うちの業界としても制度が動き始めて、来年4月からということでまだまだこういう状態というのは致し方ないと思うのですが、日本の人口減少、少子化対策、全ての子どもの育ち、またはその地域の崩壊だとか、ワーク・ライフ・バランス、親の働き方の変化、そういった問題の中で今回の子ども・子育て支援新制度が動き出していくと。この見込みに対して言っても、今どうしてもこの現状の中からやっていかざるを得ないと思うのですが、本来の趣旨から言うと、京都ならではということも大事だとは思いますが、あくまで親の選択、むしろ親、子どもが主役となっていく制度だと思っているのです。それなので、この1号、2号、また先ほど言った2歳児の幼稚園の方が多くなってから、見込みのそこで逆転させましたけれども、はたして本当に0歳、1歳は保育所で、2歳になったら幼稚園という選択を親が全て望んで行くかというのは分かりません。幼稚園の保育が素晴らしいとかそういったことはあるかとは思いますが、親が本当に働きやすく、本当に産み育てやすい世の中を作るといえるのであれば、ある意味慣れた環境のままで小学校就学期まで迎えられるということの方が理想かなと思います。それで平成18年に認定こども園制度ができて、親の働き方、所得の状況、就労状況が変わっていったとしても子どもには親の状況では負担をかけずに同一の施設、同一の友だち、そしてきちんと愛着形成された場所の中で育っていくというのが認定こども園制度です。今回の制度もその大きな流れは変わっていません。その中ですから、今回、この量の見込みの中では致し方ないと思うのですが、幼稚園プラス預かり保育、幼稚園プラス小規模保育、そういったものを使うということが前提ですが、それは今回の制度ではあくまで親が選ぶ。親が2号を選択すればそれに見合った供給量を持たなくてはならない。それを御理解していただきたいと思うのです。資料2-1の最初のページで、1号認定は平成27年度14,892人なの、平成31年度には12,630人になって、数が減っていくということですよ。そうするとこの1号認定が2,262人も減っているというような数字の中で、はたして幼稚園さんの方がずっと幼稚園のままで行くのか。それとも途中で認定こども園という選択をするのか。そういうことも供給体制には必ず出てきますから、その供給体制が幼稚園のままで、たとえワーク・ライフ・バランスが進んだとしても、1号の預かり保育ではフルタイム就労はできないよということで、2号という選択を親がされた場合にはそれに対する供給体制を増やさないといけないと思うのです。その辺りは保護者の方が選

ぶことなので、そのことを加味した計画になっていかななくてはいけないので、毎年1回というお話もありますけれども、必ずどこかで見直していただきたいなと思います。その中でなのですが、まだまだこの先に出てくることだと思うのですけれども、その際に保護者の方がかなり気にされるのが、やはり保育の利用料だと思うのですね。1号認定の利用料がどれぐらいになるのか、2号の短時間の保育料がどれぐらいになるのかなどといった、標準時間に関しては今のものをある程度ベースにするのだとは思いますが、また延長保育料との兼ね合いなどによっては、保護者の方は1号を選ぶかもしれないですし、2号の短時間を選ぶかもしれないですし、それに対する供給体制は確保しなくてはいけないと思うのです。その辺も含めた計画で、見直しもしていくということを考えていただければなと思います。1つ質問なのですが、一時預かりの幼稚園型の部分なのですけれども、幼保連携型認定こども園の1号認定の子どもはこれを使うことができるのですか。国の資料ではできるとなっていたと思うのですけれども、1号認定の延長保育にはこの幼稚園型なのか、それとも一般型なのか、またはそういう制度がないのか。そこの部分をお聞かせ願えればと思います。

○長谷川施設整備担当課長

まず最初の御指摘で、親の選択ということなのですけれども、この部分は当然そういうことになってこようかと思っております、親御さんに対しましてはしっかりと情報提供を福祉事務所でする必要があると思っております。今御指摘の中にもございましたけれども、現状の中でこの計画を作っているということもございまして、同一の施設、同一の友だちということは1つの理想ではあるかと思うのですけれども、場所が違う場合においても連携施設として集団生活を体験したり、自然になじむような仕組みを活用しながら、そういうところについては今回の案で行くにしてもしっかりと繋げていく必要があるかという風に考えております。また保育料の関係等で親御さんの選択というのは当然変わってくるでしょうし、それも踏まえて実際の動きに合わせて毎年きちんと見直したいと考えております。

○荒木担当課長

一時預かり事業の幼稚園型で、施設型給付に移行しない分については現状の私学助成による預かり保育ですので、実際その幼稚園に通われている方のみが対象になるのですが、先程委員からありました施設型給付の分についてはどこの園にも実際行っていないというようなお子さんがちょっとの間だけ預かっていただきたいというような場合も利用できるということになります。幼保連携型認定こども園の1号認定の方が、幼稚園がやっておられる施設型給付の一時預かり事業を利用できるかということについては、制度上は使えるということになるかと思いますが、一般的にはその幼保連携型認定こども園自体が実施している一時預かり事業を利用されると思うので、違う幼稚園のものを利用されるということはあまりないのかなと思います。

○柿沼委員

市町村事業なので、一時預かり事業を受けてこの仕組みを使うのだと思うのですね。幼保連携型認定こども園になった場合は幼稚園型一時預かり事業を使うのか、それとも一般型になってしまうのか、それとも2つとも受託して、そして1号の子どもに対しては幼稚園型、それ以外に対しては一般型という風になるのでしょうか。

○荒木担当課長

その場合は幼稚園型で、京都市から受託していただくという形になります。

○柿沼委員

保育所型認定こども園の1号受け入れの分は、幼稚園型だけ使えないということになるのですか。

○荒木担当課長

まだその辺りは国の方から示されていないので分からない状態です。

○柿沼委員

分かりました。ありがとうございます。

○藤本委員

幼稚園連盟の藤本です。今柿沼委員がおっしゃった部分で、やはり丁寧に数値をきちんと見直して行って、計画も見直すということはとても大事だと思うのですが、今1つ引っかけたのが、国の方向として、もちろんそれは親の選択ということがあると思うのですが、ただやはり親の選択の前にもっと大事なのが子どもの健やかな育ちであって、子どもたちの育ちというものが保障されるような指針、計画が盛り込まれていなかったら、単に量の見込みだけで、数字だけで進められる話というのはとてもじゃないけれども受け入れられないというのがまずあります。もちろんそれも分かっておられておっしゃったと思うのですが、その中でやはりこの京都の市立幼稚園、民間幼稚園がなぜだか認定こども園にすぐに移行しなかったというのは、この土壌は、国はそうは言っているけど、やはり京都は京都の中で今のスタイルをベースにしながらどういう方法が子どもにとって、親にとって良いのかということを考えていきたいなと思っていますので、幼稚園の側から言うと、やはり私学助成を京都府の方の理解もあって非常に多くいただいているというベースの部分を大事にしながら、どういう風に私たちが受け皿を作っていけば、今の状況で役割を果たしていけるか。そこを考えたときに、やはり地域型保育事業というところなのかなということがあります。もちろん国の大きな方向性というのも真摯に受け止めながらですが、その中で京都ならではの方式というものを、また私たちも本当に皆さんと共に作っていかねばならないなと思っています。

○柿沼委員

ちょっと誤解があったようで、申し訳ありません。私が言いたかったのは国の大きな方向で認定こども園が良いか、幼稚園が良いかといった話は全く考えていなくて、せっかく素晴らしい施設があるのであればフルタイム就労の方でもそこで通えるような施設制度だったら良いなという思いでいましたので、その就労状況と預かり保育の状況が合わないだ

だけで、近隣に住んでいる方がその素晴らしい幼稚園に通えないというのは何となくもったいないなというような話ですので、ちょっと誤解のないようにだけ。

#### ○一村委員

市民というより保護者の立場から、3人の子どもを保育園に預かっている立場から申上げると、現状では0～2歳は保育園しかないのが、保育園に入れるのですけれども、そのときに一番考えるのはやっぱり家から近いかということなのですね。どういう保育園かということよりは地理的条件の方が大きいと思うのですが、そこで年少になって、うちの保育園でも幼稚園に行った人もいらっしゃるのですけれども、そこはそれぞれの保護者の事情のこともありますし、変な話保育園の場合は収入によって保育料が決まるので、幼稚園に行かせた方が安いという方もいらっしゃるんですけどで幼稚園に行くというケースもあるので、どちらかという結構保護者の選択が大きいかなというものはあるのですね。一番ネックになってくるのは、私たち保護者から言えば、名称はどうでもよくて、一番重要なことは場所がどこかとか何時から何時まで預かってくれるのか、そして保育料はどうなるのか、入れるための条件として何があるのかとか給食の有無、その辺なんですよ。私たちは別に幼稚園でも保育園でもどちらでも良いという風には思っていないのですけれども、その中で結構保育園の親御さんで見ていると、京都の場合、結構自営の方が多くて、比較的保育園を幼稚園的に利用されている方も私は見受けられます。もちろん幼稚園で預かり保育をされて両親ともにフルタイムで働いている方もいらっしゃるんですけど、これは正直今数字の話で結構出ているのですけれども、本当にふたを開けてみないと分からないでしょうし、現状の数字で行ってもそんなに保育園とか認定こども園をたくさん作らないと大変なことになるというようなことは、地域的には非常に入れないところもあるとは思いますが、京都はまだ東京とかと比べればだいぶ安定しているのかなと。東京から通勤してきた方から聞いてびっくりしたのですけれども、東京の保育園では毎月就労証明を出さずともちょっとでも点数が変わったらすぐ退園させるというような制度があるらしくて、そんな話を聞いてまだ京都で良かったと。あなたの点数は何点で、後何点減ったらもう退園ですよと、年度途中でも退園させられると話をしていて、それも恐ろしいなと正直思いました。

#### ○畑委員

市民公募委員の畑です。同じく保護者の立場で、私自身は4人子どもがいるのですが、全員私立幼稚園に通わせました。今1人も年少で通っております。色々子どもの保育を考えたときに保育園ももちろん検討しました。区役所の方に相談に行くとまず表を見せて、「あなたの地域ではここに通えます。でも定員が一杯なので、隣の区だったら行けるかもしれない」というような紹介をされてきました。そこまでは送迎もできないし、申込んでも行けるか分からないですという内容で、園の中身を説明していただくことはあまりない感じでした。私は仕事もありますけれども、やっぱり幼稚園にしようこのときは決めて、先程の時間とか給食とかプラスやっぱり園の中身を、保育の中を見て決めようと思っ

て、色々な園を見て歩いて、その子に合った園を、親の目からになりますけれども、選んで通わせてきました。数字とかそういう時間とかお金とかそういうこともとても大事だと思うのですが、保育の内容というのは園によって全然違うと思うので、そこを見て選んでいきたいと思っている親もとてもたくさんいますので、今行かせている幼稚園も朝8時から預かってくださって、夜も18時まで見ていただき、とても手厚い。夏休みも夏期保育が充実しております、ほとんど夏休みもないびっくりするぐらいの夏期保育をしてくださいました。とても今働きやすい環境にしてくださっていると思うので、幼稚園だから短いとよく言われますが、とても大変だと思うのですが、してくださって私自身はすごく満足しております。こういう事業が進んで行って、選択肢の幅が広がるというのはすごく良いと思うので、とても期待しております。

○長谷川施設整備担当課長

今2人の委員からありましたように、保護者のニーズも色々あろうかという風に思っております、やっぱり今おっしゃられたように実際見に行くのが一番と思うのですが、福祉事務所でもできる限り情報提供が、どういう形でできるかは今後検討していかなくてはいけないですけれども、できる限りの情報提供が受けられるような体制を作っていきたいと考えております。

○矢島委員

日本保育協会の矢島でございます。私どもの方に入園のお問合せをいただくことが大変多いのですが、そのときにどのようにお答えするかと言いますと、今おっしゃりましたように色々な園を見学されて御自分の子育ての思いに一番合った園を選択されるのが一番だと思います。私どもの園にお越しいただきましたら、そのようなところを十分説明させていただきますというような形で、幾園かを見学されて就労に合ったところ、また自分の子育ての思いに合ったところ、保育方針、教育方針に合ったところを選択されているのが現状だと思います。ただ選択されたところに入園できるかということは別問題として、私どもはそのように御紹介をさせていただいております。それから先程藤本委員がおっしゃいましたことで、どうしても言わせていただかないと今晚寝られないだろうなと思いましたが、少し意見を言わせていただきたいと思います。少し気になったのがやはり保育園は劣悪な環境の中で保育をしているのではないかというイメージを持っていらっしゃるのかなと。ほとんどの園が認可定員の基準面積プラスアルファの建物面積の中で、余裕を持った保育をしていると思います。定員の弾力化でたくさんのお子さんを受け入れているところもありますけれども、あくまでも基準を満たす範囲の中でしか受け入れていません。それは断言させていただきたいと思います。それがやはり保育に携わる園長の責任であり、姿勢だと思っています。子どもの健やかな育ちを思わない園長先生はいらっしゃらないと思います。だから希望があるなら入れられるだけ入れたら良いというような保育をしている保育園は京都市内にはないと思っています。これで寝られます。

○藤本委員



そういう誤解を与えていたのであれば、大変申し訳なかったと思います。私も知り合いの保育園の園長先生からも年々大変になってきたという声をよく聞くので、決して劣悪な環境だとは思っていません。ただ私の園も、天野先生がおっしゃったように、実は数年前から自慢じゃないですけども3歳児は大体15人で1クラスにして、先生も2人ぐらいつけます。部屋は60平米ぐらいのところでも15人。でもそこに2人ぐらい入ってくるだけで結構大変なのですね。もちろん数のうえでは全然ゆとりがあるのですが、1人、2人ぐらい大丈夫じゃないかと思われませんが、それはなかなか現場として大変な部分があるので、御苦労されているんじゃないかなというのが素朴な御質問でした。先程から色々な御意見の中で、保護者の方もやはり自分の子ども、あるいは働き方に合った施設を選べる、選択肢が増えるという意味ではそれは大事なことだと思いますし、私たち私立幼稚園もそこに何とか協力しなければいけないと。行政の方も非常に私立幼稚園に対して、何とか受けてくださいよと強く切望していただいている。そこをぜひ何とか京都方式で、前もお話ししたと思いますけれども、例えば時間的な部分で言えば8時間という選択肢がありますので、11時間は無理でも8時間に手を挙げましょうということではできるかもしれませんが。ところが、やっぱり開所日数の300日というところを厳格に守らなければできないとなると、これは京都市さんの御期待に答えていくことは難しいですね。ですからここを何とか京都方式で、行政の方も何とかとおっしゃるのであれば、これだけやったらできるというような流れを、まず何とか作っていただけないものかなと。他の300日開所している施設と同じように補助金をくださいなんて言いませんし、減らされても全然構いませんから、何とかそこへ受け皿として行けるようになればなど。先程畑委員さんもおっしゃいましたけど、本当に多くの幼稚園が夏休みの開園も始めていますので、そういうようなところで京都方式の絵を描いていただけると本当に嬉しいなと思っております。

#### ○長谷川施設整備担当課長

保護者の保育のニーズが多様化している中で必ずしも日数にもこだわらなくても良いのではないかなと。こだわらなくてもかなりの部分がフォローできるということが考えられます。ただやはり制度的な裏付けがないと本市の方もなかなか難しいところがございますので、国の方にしっかりと働きかけをしていきたいと考えております。

#### ○川島委員

ただいま保護者のニーズという話が出たのですけれども、私は子どもの側に立った意見というのを絶対に無くしたくないんですね。開園日数のこともそうですが、例えば年度末始のお休みを取るなど、企業にはそういう休日はないのだからと。ところが小さな子どもたちから見ると、昨日までは例えば1歳児のクラスでこの友だちとこの先生と過ごしてきた。一晩寝て次の日には2歳児のクラスになって、先生も変わる、友だちも変わるということに子どもたちはどれだけ大きいストレスを抱えながら新しい1年間を始めていかなければいけないのだろうかということなんですね。やっぱり本当に京都らしい保育、子育てをしていこうというのであれば、その辺のところにも視点を当てていただきたいなと思う

のです。言うなら京都市の条例で就学前の乳幼児を育てている母親に対しては年度末始2日の休日を作るというぐらいの度量を持った政策を是非していただきたいという風に思います。

○長谷川施設整備保育課長

非常のスケールが大きい御意見でございまして、すぐに対応することはなかなか難しいと思いますが、貴重な御意見として承らせていただきます。

○井上委員

京都市保育園連盟の井上でございます。保護者の方から御意見をいただき、幼稚園さんからも色々お話が出た中で、今度は保育園連盟という立場で申しますと、やはり我々今まで何十年と培ってきた京都の保育というものを新制度の中でもしっかり守っていききたい。株式会社的なところが全て悪いとは申しませんが、そういうところではなく、背伸びはしませんが、我々民間保育園で何とかカバーできるものならば解決させていただきたい。また保育園連盟の方も先駆的に地域型保育、小規模保育をやったりと、1箇園では無理ですけども、多くの保育園で協力し合っただけで子どもたちの保育が良くなることであればやっていきたいですし、これからは幼稚園さんとも張り合うのではなく、協力させていただきながらやっていきたいと思っております。その中でぜひ資料2-1別紙について、これは誤解されると間違った方向に行きかねないので、しっかり説明していただければと思います。

○升光委員

話が良い感じになってきて、やっぱり親の視点とか子育てをするという側に話が行くというのはすごく温かいなという感じがしますね、これぞ京都という感じで。ただ数字をもう一度見返すと恐ろしいなというところがあって、例えば幼稚園で担っていく一時預かり、それから3号の1、2歳児を中心として引受けていくということが、藤本先生の話にもありましたけれども、数字を見ていくと本当に担っていけるのかなというところがあります。それから去年の暮れぐらい出ているニーズ調査を思い起こすと、この今の数字は提供量とか体制のことですから、それをどう社会で引き受けていくかという話になるのですけれども、あのニーズ調査で行くと、かなりやはり小さい子どもたちを育てている方の就労はパートとか週3、4回という方がかなりありましたよね。ですからそのところを守っていけるような、数字が示されていくことによって、そういう量を拡大していくということがないような示し方がやっぱり必要だし、幼稚園でこの預かり保育とか小規模保育とか、どういう形で展開できるか分かりませんが、何とか社会の必要性に対しては担っていききたいなと思いますけれども、この小さな子どもたちを育てていくということを守りながら、それを煽らないような仕組みを京都ならではの形で示していかないといけないし、施設を作ったり、拡充したからどんどん入れなさいということではなくて、やはり子どもが育つという視点を大切にしていきたいと思っております。先程川島委員から保育所のことでお話がありましたけれども、もう一歩進んで就労のことに対して条例を作るとい

うのは難しいと思いますけれども、そういう願いを持ったような形で次の未来こどもプランの話になりますが、その中での表現とか盛り込み方を今のことを押さえつつやっていきたいと思います。

○安藤部会長 ありがとうございます。申し訳ないのですが、時間が押しておりますので、本議題につきましては次回以降継続審議させていただくということでいったん終了したいと思います。

本来なら休憩を取りたいのですが、時間がございませんので、長時間に渡って申し訳ございませんが、そのまま続けさせていただきます。

それでは3番目の「京都市未来こどもプランの次期プラン」について、説明を事務局からお願いしたいと思います。

### 3 京都市未来こどもプランの次期プランについて

事務局（上田保育課長）から、**資料3**を用いて、京都市未来こどもプランの次期プランについて説明。

○安藤部会長

ありがとうございました。ただいまの議題について、御質問等ございましたらお願いしたいと思います。

○升光委員

幼稚園協会の升光です。未来こどもプランは次世代育成支援法の少子化対策の行動指針という形で継続しているものだと思うのですが、子どもプランですから子どもの幸せを願ってということになるのかなと思います。そのうえで4ページのイの子育て支援の重要性と「真のワーク・ライフ・バランス」の推進のところなのだと思いますが、微妙な言い回しなのですが、ここは全体を見るとやはり子育てをしながら就労しやすい方に視点が置かれて、全体のトーンが書かれているという気が非常にするのです。お願いだからどうか、1箇所だけでも良いので、6, 7行目の、これまで以上に、父母ともに子育てしながら働き続けられる条件整備を進めていく必要がありますというのを、何とか、父母ともに必要な方が働きながら子育てにしっかり向き合える条件整備という風に、例えば1つこれだけでも違うと思うのです。本当に労働は大切だけれども、この会議で散々皆さんが意見を出しているように、子育てしていくことが少子化対策で始まって、それに向けて子どもたちがより生き生きと過ごしていける、また子育てをしていけるということにしておくならば、今1つ例ですけれども、全体トーンはワーク・ライフ・バランスのライフに重点が置かれてしかるべきなのではないかなという気がしています。そういうところから見たときに、他のところでも保育ニーズとかニーズ調査を見たときに、市民ニーズの市民に子どもが入るのだろうか。子どもはニーズ調査に答えられないかもしれないけれども、市民のニーズというときにはやはり子どもが市民として1番に考えられてしかるべきなのかなという気がします。そのトーンで表現や言い回しや目の置き方というのを考えていくのが

必要なのかなという気がしました。まだ読み切れていないので、ここをこうしたらというのがそうできないのですけれども、また読んで考えたいと思います。

○藤木委員

京都親の会協議会の藤木と申します。障害のある人への対応としまして新規に居宅訪問型保育事業が設けられたことがホッと嬉しいと思います。いつも聞いたらまだできていません、京都はまだですとおっしゃられていたので、それが嬉しいのと、それから就学支援シートが新規で推進中と書いてありますが、これができることによって障害児が厚労省の保育所であったり、文科省の幼稚園であったりから資料が出てきて、就学に行ったときに色々と本人のことを理解してもらっていることがすごく良い形で本人を見てもらえるので嬉しいと思います。

○柿沼委員

全国認定子ども園協会の柿沼と申します。少し何点かあるのですけれども、まず何回も会議の中で言っているのですけれども、26ページの幼稚園、保育所等における地域子育て支援の充実について、私ども経験から、私元々幼稚園を運営していて、認可保育所、そして今認定子ども園をやっているのですけれども、地域子育て支援事業を行うことによって、幼稚園の定員が満ちてきたり、子どもを産み育てやすい環境になったり、また就労していた人が下の子どもが産まれたときの行き場作りになったりということ、非常に効果が高いなという風を感じているのです。うちの園があるエリアというのは人口減少で今1番子どもが少ないのですけれども、この地域子育て支援センターを運営して、今年度の園児の募集枠がある程度できたのですけれども、そうすると幼稚園の席の方が埋まってしまうような状況になっています。今までは半分にも満たなかったのがそれぐらいになるので、この地域子育て支援というものがかなり重要になってくるのかなと思います。それなので、一時預かりや延長保育など必要なものもあるのですけれども、自分の経験からすると、この地域子育て支援の充実を図ることは、子どもの数もそうですし、子どもの育ちにとっても良いことだと思います。また少し質問と意見が1つあるのですが、質問は14ページの幼稚園教育・保育の一体的提供のところ、前回は質問したところなのですけれども、幼稚園から移行する認定子ども園の定員で学級数に35を乗じてというのは、需給調整があっても幼稚園の場合は学級数に35を乗じて得た数までは認めていくということ、良いのか、そして保育所の方は需給調整が働くのでもし認定子ども園の1号認定を預かる場合は下回る地域でないと認めないという解釈で良いのか。これは初年度だけでなく、5箇年間ずっと続くものなのか。後、これはこの会議に限らず、日本全国だと思うのですが、認定子ども園が少し誤解されているかなと思うのと、10ページのところでは平成26年4月、京都では1箇所ですが、新制度施行を機に新たな事業者の参入も予測されることから、京都ならではの適切な水準を担保していくための取組が必要となりますとなっているのですが、そもそも認定子ども園というのは新規事業で参入するようなものではなくて、既存の幼稚園、保育所がその機能を増やしていく施設なので、新規に何か株式会社と

か他の社会福祉法人とかが認定こども園を作りますということではないので、あくまでも京都で質を担保されている状態の施設がその地域で求められている機能に対して施設側が機能強化していくものですので、この書きぶりだとあたかも新規参入の企業が新しい認定こども園を作る可能性がある中で、その質を担保しなくてはならないと読み取れる可能性もありますので、誤解がないような表現にさせていただけたらありがたいと思います。それなので例えば山間地域においてという6ページのところで、ここも山間地域に認定こども園を作るのではなくて、山間地域にもし保育所ないし幼稚園が1つしかなかったら、その地域に住む方はその保育の要件や自分の生活スタイルによって遠くまで行かなくてはならないということがあるので、その地域の園がもし可能であれば1号、2号、3号ともに受けられるような施設に変わっていければ良いというのが認定こども園ですので、ちょっとそこだけ誤解のないようにだけお願いします。

○荒木担当課長

14ページのところで御質問いただいたのですが、これは前回に例示として示させていただいた1つの考え方なのですが、根底に流れているものを言いますと、今回26年度中に事業計画を定めますが、6月下旬に各幼稚園や保育園、小規模保育、昼間里親さんに対して意向調査をさせていただいたところ、この結果は次回の部会で報告できたらと思っ

ているのですが、しばらく状況を見ていきたいという施設が結構あるような状況ですので、26年度中に計画を作って、上限をここまでにしますという整理をすると、27年度入ってからやっぱり認定こども園に移行したいと思われるような施設があっても、京都市が定める数の枠内に入っていないということで移行ができないということがあっても困るのかなという思いもございまして、これについては今のところ5年間の計画ですので、この5年間で認定こども園に移行しようかなと思うところについては移行を促進できるような形でこの数を定めていこうというのが根底に流れる考え方でございます。そういう意味合いで言いますと、幼稚園から移行する認定こども園の保育の分の数につきましては学級数に35をかけたぐらいですとおそらくクリアできるのではないかなという考えで書かせていただいております。後、保育所から移行する認定こども園における教育のみの児童につきましては、需給のバランスを考えまして、供給量が不足しているところ、保育ニーズが高いところで、1号定員枠を設けると2号、3号の定員枠が減ってしまいますから、保育の供給量が更に減ってしまうということになってしまいます。一方で、既に供給量の方が多すぎるという地域もあろうかと思っておりますので、その辺りにつきましてはバランスを考えながら設定していこうと思っております。

○柿沼委員

需給調整は働くということによろしいですね。

○荒木担当課長

はい、そうです。

この事業計画というのは毎年点検、評価をして見直すべきところは見直していこうとい

う仕組みになっておりますので、この辺りにつきましてもきめ細かく意向調査等をする中で柔軟に対応できたらと思っております。

○藤本委員

升光先生がおっしゃった部分で、本当は仕事をしたくても今は我慢して子育てに専念しようという人に光がほとんど当たっていないなというのがありますので、やはりこれはこのプランの中でも取り込むべきところなのかなと思います。そのあたりはぜひとも仕事よりも子育てに専念したいという方へのサポートというのが欠けているなというのが1点。それから門川市長さんも藤田副市長さんも京都ならではの新制度に対応する取組ということを再三おっしゃっていますが、京都ならではということが残念ながら10ページのところで先程柿沼委員が引用された京都ならではの適切な、というところしか出て来ないので、何かもっと大事な取組のところのトップに、京都ならではというものが私はずいとも欲しいなという風に思いました。それは例えばですけれども、お仕事を優先している方も、みんながみんなできないかもしれないけれども、大手を振って早く帰れるような社会を作るといったような、もう1つ欠けているなと思うのが、保護者のニーズに応えるという方向はすごく強調されているのですが、それだけではなくて親が親として育ていける、もちろん様々なサービスを提供するというのも大事なんでしょうけれども、それだけではなくて今色々な問題を抱えている親御さんがいて、そういう親御さんが小学校に行ってしまったら、本当に親が親としてきちんと育たないままずっと道を歩いていくことになります。これができるのは乳幼児期だけだと思います。やはり親が親となっていくためにはちゃんとサービスを全部かなえるだけでなく、「困っているんだね、じゃあ一緒にこうしようか」とか「ちょっとこれは違うんじゃないか」とかそういうようなきめ細やかな、時としてはきちんとした対応で指導していくような、全部肩代わりしてしまうのではなくて、ここはお母さんの仕事だよみたいなことを、今のこの社会情勢だと絶対に入れていかないといかんのではないかと。そういうことを含めて子育てをしっかりと色々な人が関わっていくことでこの国の少子化というものに、子どもを持って良かったな、子どもも温かい家庭に生まれて良かったなということが何十年後かの私たち保育園や幼稚園の現場からできる少子化対策はそれだと思うのです。だから子育て支援を通じて少子化社会を少しでも遅めていとか子どもが増えていくようにするには親も子どもこの時代幸せに育つ、それは何もニーズに全部応えることだけではなくて、しんどいことも含めて一緒に歩いていくというようなニュアンスをぜひ出していきたいなという風に思います。それから16ページの、くどいようですが市営保育所のあり方のところの主な取組で、認定こども園に移行する私立幼稚園、民間保育園に対する支援となっておりますが、これは別に支援はしていただかなくて良いので、こういう書き方をすると誤解を招くと思うので、ここの表現は考えていただいた方が良くかなと思います。

○天野委員

幼稚園さんが本当に預かり保育も積極的にやってらっしゃいますし、色々な意味で地域

において蓄積があるのはとても感じられるのですけれども、例えば3ページのところで数字だけ見てみるとやはり定員25, 287名に対して入園児童数は15, 275名で6割ぐらいの充足率でしょうか。片や保育園の方はオーバーしているわけですが、全体から見ると供給量の方が、もちろん数だけの計算で0, 1, 2歳のことが考えられていないですが、定員数の方が多んだということを改めて思うわけなのです。先生が今言われたことも確かなのですが、親御さんの状況、経済的にも環境的にも厳しくなっている保護者の状況というものをやっぱりまだどこか完全には、私のような立場も、保育現場も、あるいはどうでしょうか行政も、きめ細かくは分かり切れていないなということがあると思います。今日のお話の中では2人の保護者の方の本当にそうなんだなあという実感ももった御意見がとても印象に残っております。それから認定こども園のことについても市営保育所の民営化についても当事者の声というものがなかなか伝わってこないと言いますか、それは保護者の方の声もそうですし、市営保育園の先生方の声、それからこのお話の中では公立幼稚園の先生方の声や公立幼稚園の今後のあり方についてもまるで見えていないところがございます。こども園を進めていくということがある意味では国の方向ですけれども、もし進めるにしても違う形でもっと充実させるにしても、やっぱり公立幼稚園、公立保育園の京都のある意味保育を担ってきた方々の専門性やこれまでの蓄積を活かさない手は無いわけですから、その辺りの関係も今後取り入れてと言いますか、大事にしながら研修だとか、保育環境だとか、子ども主体の子どもを主語とした何か展開が今後そういった中から生まれてくることを願っております。

#### ○丸橋委員

今先生がおっしゃってくださった公立保育所の移管の話なんですけれども、平成29年度移管対象保育所の中の保育所にいるママから、大ショック、本当にいきなり自分の子の園が、というメールが来ました。何でもそうなんですけれども、確かにこういう風にどんどん変わる、でもいきなりええって、子どもが3人とかいらっしゃる方だと下の子どうなのというようなことを、いきなり激動が走ったというメールを見たときにすごいショックでして、こうなって、こうなって、こうなりますというような細かなことを最初に伝えておかないと、働き続けるのにどうしようというような不安を与えるようなことだけは色々な面で無いようにしていただきたいのですね。色々なお母さんがいて、本当に家で子どもといるのが楽しいという感じの方もいますし、でも働きたい、働かないといけない、どうしようという方にはちゃんとそれなりの環境を整えないと、全部お母さんのイライラとかが全部子どもにぶつけられてしまうので、私は子どもが幸せに育ててほしいということがすごくありますので、大きな意味でみんなが安定して保育ができるような京都であってほしいなと思います。

#### ○安藤部長

他に何かございますでしょうか。

ないようでしたらこの件につきましては以上とさせていただきたいと思います。委員の皆様には積極的な御意見をありがとうございました。それでは、事務局に進行をお返しします。

○荒木担当課長

安藤部会長，ありがとうございました。また，委員の皆様におかれましても，本日はお忙しい中，長時間にわたって御審議いただき，厚く御礼申し上げます。以上で，第8回幼児教育・保育部会を終了させていただきます。